

平成28年度第1回瑞浪市空家等対策協議会議事録

開催日時	平成28年7月28日(木) 午後2時00分 開会 午後3時30分 閉会												
開催場所	瑞浪市役所4階 全員協議会室												
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">会 長 松山 明</td> <td style="width: 50%;">委 員 水野 大輔</td> </tr> <tr> <td>副会長 小司 隆信</td> <td>鵜飼 豊輝</td> </tr> <tr> <td>委 員 水野 光二</td> <td>高津 充寿</td> </tr> <tr> <td>遠藤 房男</td> <td>前田 憲秀</td> </tr> <tr> <td>梶田 正紀</td> <td>板橋 仁晃</td> </tr> <tr> <td>近藤 豊</td> <td>坂井 宗明</td> </tr> </table>	会 長 松山 明	委 員 水野 大輔	副会長 小司 隆信	鵜飼 豊輝	委 員 水野 光二	高津 充寿	遠藤 房男	前田 憲秀	梶田 正紀	板橋 仁晃	近藤 豊	坂井 宗明
会 長 松山 明	委 員 水野 大輔												
副会長 小司 隆信	鵜飼 豊輝												
委 員 水野 光二	高津 充寿												
遠藤 房男	前田 憲秀												
梶田 正紀	板橋 仁晃												
近藤 豊	坂井 宗明												
欠席委員	なし												
委員以外の出席委員	なし												
事務局	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">建設部長</td> <td style="width: 50%;">石田 智久</td> </tr> <tr> <td>都市計画課長</td> <td>渡辺 芳夫</td> </tr> <tr> <td>都市計画課係長</td> <td>谷口 直樹</td> </tr> <tr> <td>都市計画課</td> <td>加藤 希恵</td> </tr> </table>	建設部長	石田 智久	都市計画課長	渡辺 芳夫	都市計画課係長	谷口 直樹	都市計画課	加藤 希恵				
建設部長	石田 智久												
都市計画課長	渡辺 芳夫												
都市計画課係長	谷口 直樹												
都市計画課	加藤 希恵												
付議事件 なし													
協議会の顔末	付議事件なし												

松山会長	<p>次第により会議を進行します。</p> <p>6(1)「瑞浪市空家等対策協議会について」、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局(谷口)	<p>【6(1)「瑞浪市空家等対策協議会について」説明】</p>
松山会長	<p>ただいま事務局から説明のありました、空家等対策計画の策定及び空家等の施策に関する重要事項の協議について、何か質問はありませんか。</p>
近藤委員	<p>空家の場合、固定資産税がどのような形になるのですか。</p>
事務局(谷口)	<p>課税標準額で税額が決まりますが、固定資産税の場合、最大で1/6の特例が効いています。勧告がでた場合は、この住宅用地特例が解除され更地課税になります。現況確認等、税務課と連携していきます。</p>
松山会長	<p>固定資産税の特例額は、一般住宅用地で1/3、さらに小規模住宅用地では1/6となります。5/6が復活し評価額そのもので課税されるというものです。</p>
近藤委員	<p>税額ベースでいくと3倍になる場合もあるようですが、徴収金を代執行の費用に充てるなどで代執行を行い易くするなど考えられますが、厳しいハードルがあるのかなと思います。我々民間と行政では少し対応が違う面もあるのではないかと思います。</p> <p>また、実際、空家の所有者は地元に住んでいない方が多いと思われます。あるいは、所有者が認知症になってしまっているなどで意思能力が無い方など多くおられるのではないかと思います。そういった状況でもスムーズに対応できる形が理想だと思います。</p>
松山会長	<p>代執行のイメージが、空家を完全に除却するということだと除却費用も多く掛かります。たとえば、不特定多数の人間が出入りする状況を無くす。そのために塀とか柵を設ける、落下しそうな物を落下防止する措置、あるいは、屋根瓦だけ落してしまうなど、そういったことで危険性だけを無くすような代執行もあり得るということですか。</p>

事務局（石田）	<p>そういった状況になるということは、環境にも充分悪影響を及ぼしている状況だと考えられますので、基本的には代執行するときには、除却が主眼になると考えています。</p>
松山会長	<p>他にご質問が無いようですので、6 (2)「瑞浪市の空家等対策の現状について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（谷口） ・三浦	<p>【6 (2)「瑞浪市の空家等対策の現状について」説明】</p>
松山会長	<p>ただいま説明のありました「瑞浪市の空家等対策の現状」について、何か質問はありませんか。 無いようですので、次の6 (3)「今後の予定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（谷口）	<p>【6 (3)「今後の予定について」説明】</p>
松山会長	<p>次回、11月頃ということですが、また、日程調整等させていただきます。 次に6 (4)「その他」について、前田委員からご発言があります。前田委員よろしくをお願いします。</p>
前田委員	<p>相続登記のリーフレットをご覧ください。法務局と司法書士会、調査士会のPRでもありますが、空家対策においても問題となっている相続登記について、国としても積極的に推進していこうということです。このリーフレットは作成段階ですので、出来上がりましたら関連機関に配布させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。 また、空家対策に関連して登記のオンライン申請について瑞浪市にも法務局の幹部が説明に伺いたいと考えています。</p>
松山会長	<p>ただいま前田委員からご説明がありましたが、何か質問はありませんか。無いようですので、本日の協議会の議長に与えられた次第は以上です。 今日が初めての協議会ということで、瑞浪市の現状等説明いただきました。これから空家の調査が始まるということで、引き続き協議していきたいと思っております。</p>